

特殊建築物等に関する報告について

対象となる建築物の用途・規模（春日井市建築基準法施行細則第6条）

用途	対象規模
法別表第1(い)欄(1)項及び(4)項に掲げる用途並びに事務所その他これらに類するものの用途	全部又は一部が2階以上の階又は地階にある
法別表第1(い)欄(2)項に掲げる用途その他これに類するものの用途 (共同住宅又は寄宿舍にあつては、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る)	全部又は一部が2階以上の階又は地階にある
法別表第1(い)欄(3)項に掲げる用途その他これに類するものの用途 (学校又は学校に附属するものを除く)	全部又は一部が2階以上の階又は地階にある